

(高等裁判所経由)

千家裁総第 872 号

(組ろ-02)

平成 30 年 4 月 15 日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

千葉家庭裁判所長 高 橋 譲

平成 31 年度の千葉家庭裁判所における裁判事務の分配等に
関する定めについて

(平成 6 年 7 月 22 日付け総一第 182 号に基づく報告)

4 月 15 日現在の標記の裁判事務の分配等に関する定めは、別添のとおりです。

千葉家庭裁判所

平成31年度の千葉家庭裁判所における裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序等に関する定め

第1章 本 庁

第1節 通 則

第1条 本庁に家事部及び少年部を置く。

- 2 家事部に別紙第1のとおりの係を置く。
- 3 少年部に別紙第2のとおりの係を置く。

第2条 本庁における裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷日割は、家事部については別紙第1のとおりとし、少年部については別紙第2のとおりとする。

第2節 家事部の裁判事務の分配

第3条 家事調停事件（訴訟係から家事事件手続法第257条第2項本文及び第274条第1項の規定により調停に付された事件を含む。）及び家事審判事件（以下「家事事件」という。）並びに訴訟事件等の新受事件（第4条の事件を除く。）は、特に定めるもののほか、前年度において最後に分配を受けた裁判官の係（以下「係」という。）の次の係を起点として、受理の順序に従い、別紙第1記載の割合で分配する。ただし、訴訟係から家事事件手続法第274条第1項の規定により調停に付された事件については、人訴担当裁判官の調停として自ら処理することができる。

第4条 法律によって合議体で審理すべきものと定められた事件及び合議体で審理する旨の決定があった事件は、合議係に分配する。

第5条 家事事件手続法第274条第1項の規定により家事審判から調停に付された事件及び同法第272条4項の規定により家事審判の申立てがあったものとみなされた事件については、従前の審判又は調停に引き続くものとして処理し、新たに分配の対象としない。

2 付随事件は、基本事件を担当する係に分配する。

第6条 家事審判事件における差戻し事件は、前年度において最後に分配を受けた係の次の係を起点として、受理の順序に従い、別紙第1の割合によらず、家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判事件については家事1係、家事4係、家事6係、家事7係及び家事8係に、家事事件手続法別表第二に掲げる事項についての審判事件については、家事1係、家事6係及び家事8係に順次分配する。ただし、分配を受ける係の裁判官が原裁判の担当者であるときは、次順位の係に分配すべき事件と振り替えて分配する。

2 訴訟事件等における差戻し事件は、前年度において最後に分配を受けた係の次の係を起点として、受理の順序に従い、別紙第1の割合によらず、訴訟係に順次分配する。ただし、分配を受ける係の裁判官が原裁判の担当者であるときは、別紙第6記載の順序に従い担当する。

3 支部又は出張所を原審とする家事事件又は訴訟事件における差戻し事件は、原裁判をした支部又は出張所に回付する。ただし、回付を受けるべき支部又は出張所の裁判官に差し支えがあるときは、別紙第9に定める順序に従い代理裁判官を出す裁判所に回付する。この場合において、代理裁判官を出す裁判所が本庁であるときは、前2項の規定による。

第7条 再審事件、控訴・抗告提起事件は、原裁判をした係に分配する。

2 家事審判事件において、前項の規定に従って事件を分配する係がない場合については、第3条の規定を準用する。

第8条 家事事件について、分配を受ける係の裁判官に回避を必要とするときは、次順位の係に分配すべき事件と振り替えて分配する。

2 訴訟事件等について、分配を受ける係の裁判官に回避を必要とするときは、他の係に分配すべき事件と振り替えて分配する。

第9条 家事事件について、関連事件その他振り替えの必要があると認められる事件は、関係各係の協議により、他の係に移すことができる。この場合においては、原則として、当該係に分配すべき事件と振り替えるものとする。

第10条 家事事件について、各係において事件の処理上必要があるときは、関係各係の協議により分配の全部又は一部の停止を受けることができる。

第11条 家事事件について、特別煩雑な事件、緊急事件など特別の事由があるときは、関係各係の協議により第2条及び第3条の規定によらないことができる。

第3節 少年部の裁判事務の分配

第12条 裁判事務の分配については、特に定めるもののほか、第3条本文、第4条、第5条第2項、第6条第1項及び第3項並びに第7条から第11条までの規定を準用する。この場合において、第3条中「家事調停事件（訴訟係から家事事件手続法第257条2項本文及び第274条第1項の規定により調停に付された事件を含む。）及び家事審判事件」とあるのは「少年保護事件及び準少年保護事件」と、第3条、第6条第3項及び第8条から第11条までの規定中「家事事件」並びに第6条第1項及び第7条第2項中「家事審判事件」とあるのは「少年事件」と、第3条及び第6条第1項中「別紙第1」とあるのは「別紙第2」と、第6条第1項中「家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判事件については家事1係、家事4係、家事6係及び家事7係に、家事事件手続法別表第二に掲げる事項についての審判事件については、家事1係、家事6係」とあるのは「少年2係、少年1係、少年3係」と、第7条第1項中「再審事件」とあるのは

「保護処分の取消事件」と読み替えるものとする。

第13条 現に係属中の前件がある事件を受理したときは、これを前件を処理する係に分配する。この場合においては、当該係がすでに通常の順序による分配を受けたものとみなす。

第14条 判事補の職権の特例等に関する法律（昭和23年法律第146号）第1条の規定による指名のない判事補（以下、「未特例判事補」という。）が担当する少年保護事件について、少年法第20条の規定により検察官送致を相当と認めるとときは、1係から3係のうち、判事又は判事補としての職権の制限を受けない判事補がこれを順次担当する。この場合においては、当該未特例判事補から担当した判事又は判事補に事件が振り替えられたものとみなす。

第15条 各種令状請求事件の事務の分配は、別紙第5のとおりとする。

第4節 裁判事務の代理順序

第16条 家事部及び少年部において、裁判官に差し支えがあるときは、その部の他の裁判官が代理し、その順序は別紙第6及び別紙第7による。

- 2 前項の規定によることができないときは、別紙第8に定める順序による裁判官が当該裁判官を代理する。
- 3 前項の規定によることができないときは、別紙第1及び別紙第2の合議係の裁判官のうち、所長の指名する裁判官が当該裁判官を代理する。
- 4 前項の規定によることができないときは、別紙第9に定める代理順序に従い所長の指名する裁判官が代理する。

第5節 合議体の構成等

第17条 合議事件は、家事事件及び訴訟事件については、家事部の1, 3, 4,

- 6, 7, 8 係の裁判官をもって構成する合議体によって審理し、少年事件については、第18条の場合を除いて、少年部の1係から3係の裁判官をもって構成する合議体によって審理する。この場合の構成員は、部総括裁判官が定める。
- 2 当該部の一部の裁判官の関与が法律上排除され、又は当該部の一部の裁判官に差し支えがあって合議体を構成することができないときは、他方の部の裁判官の中から所長が指名する裁判官をもって合議体の構成員とする。
- 3 前項の規定によることができないときは、別紙第1及び別紙第2の合議係の裁判官の中から所長が指名する裁判官をもって合議体の構成員とする。

第18条 1人の裁判官がした観護措置決定（観護措置更新決定を含む。以下同じ。）に対する異議申立事件のうち、裁判所の休日を除く月曜日から金曜日までに受理したものについては、当該観護措置決定をした裁判官を除く少年部の裁判官及び所長が指名する家事部の裁判官をもって構成する合議体によって審理する。裁判所の休日及び年末・年始の期間については、各裁判官が協議により定める。

- 2 合議体による観護措置決定に対する異議申立事件は、所長が指名する家事部の裁判官をもって構成する合議体によって審理する。ただし、当該観護措置決定に関与しなかった少年部の裁判官がいる場合は、この裁判官を合議体の構成員とする。
- 3 木更津支部又は八日市場支部から回付を受けた観護措置決定に対する異議申立事件は、少年部の裁判官をもって構成する合議体によって審理する。
- 4 第1項から前項までの規定によることができないときは、別紙第1及び別紙第2の合議係の裁判官の中から所長が指名する裁判官をもって合議体の構成員とする。

第19条 合議体では、家事事件及び訴訟事件並びに前条第2項の異議申立事件については家事部部総括裁判官が、少年事件（前条第2項の異議申立事件を除く。）については少年部部総括裁判官がそれぞれ裁判長となる。

2 前項の規定によることができないときは、別紙第1及び別紙第2の合議係の裁判官の中から所長が指名する裁判官をもって裁判長とする。

第2章 支 部

第20条 支部における裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷日割は、別紙第3のとおりとする。

第21条 松戸支部、木更津支部及び八日市場支部における裁判事務の分配については、第3条から第14条までの規定を準用する。ただし、1人の裁判官が全部を担当する単独事件については、第6条及び第8条（第12条の規定により準用する場合を含む。）を除き、この限りでない。この第6条及び第8条の場合には、次の各項に定める裁判事務の代理順序に従い、当該事件を担当する。

2 担当裁判官に差し支えがあるときは、支部長の指名する他の裁判官が当該裁判官を代理する。

3 前項によることができないときは、第16条第4項の規定を準用する。

第22条 佐倉支部における裁判事務の分配については、第3条及び第5条から第11条までの規定を準用する。ただし、1人の裁判官が全部を担当する事件については、第6条及び第8条を除き、この限りでない。この第6条及び第8条の場合には、次の各項に定める裁判事務の代理順序に従い、当該事件を担当する。

2 担当裁判官に差し支えがあるときは、支部長の指名する他の裁判官が当該裁判官を代理する。

3 前項によることができないときは、第16条第4項の規定を準用する。

第23条 一宮支部、館山支部及び佐原支部の裁判事務の代理順序については、第16条第4項の規定を準用する。

第3章 出 張 所

第24条 市川出張所における裁判事務の分配、出張する裁判官及び開廷日割は、別紙第4のとおりとする。

2 裁判事務の代理順序については、第16条第2項及び同条第3項の規定を準用する。

第4章 司法行政事務の代理順序

第25条 所長に差し支えがあるときは、別紙第10に定める裁判官がその順序に従い所長を代理する。別紙第10に定める裁判官に差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

第26条 支部長に差し支えがあるときは、その支部の裁判官が席次により支部長を代理する。

2 前項の規定によることができないときは、第16条第4項の規定を準用する。

附 則

1 この定めは、平成31年1月1日から実施する。

2 非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律整備法4条の規定により旧家事審判法が適用される家事事件の分配についても、この定めによる。この場合、別紙第1から別紙第4までにおいて、「別表第一」とあるのは「旧家事審判法の甲類」と、「別表第二」とあるのは「旧家事審判法の乙類」と読み替える。

附 則

この定めは、平成31年1月2日から実施する。

附 則

この定めは、平成31年1月7日から実施する。

附 則

この定めは、平成31年1月11日から実施する。

附 則

この定めは、平成31年1月16日から実施する。

附 則

この定めは、平成31年1月23日から実施する。

附 則

この定めは、平成31年3月25日から実施する。

附 則

この定めは、平成31年4月1日から実施する。

(別紙第1)

本庁(家事部)

担当裁判事務(比率)	裁判官	開廷日	備考
後見関係事件 (8分の5)	(家事1係) 判事(総) 中山直子	随時	
家事審判事件(別表第二) (100分の25)		月・木	
家事事件に係る家事共助事件 (100分の25)		随時	
家事事件に係る家事雑事件 (100分の25)		火・金	
家事調停事件(別表第二) (100分の25)		随時	
家事調停事件(別表第二以外) (100分の20)			
児童虐待の防止等に関する法律の規定する臨検検索許可状請求事件 (100分の25)			
家事調停事件(別表第二以外(ただし、関連事件を除く。)) (100分の20)	(家事3係) 判事 高橋 譲	水	
家事審判事件(別表第一) (100分の50)	(家事4係) 判事 三輪恭子	随時	
家事審判事件(別表第二) (100分の50)	(家事6係) 判事 内田貴文	火・水	
家事事件に係る家事共助事件 (100分の50)		随時	
家事事件に係る家事雑事件 (100分の50)		月・木	
家事調停事件(別表第二) (100分の50)		随時	
家事調停事件(別表第二以外) (100分の40)			
児童虐待の防止等に関する法律の規定する臨検検索許可状請求事件 (100分の50)			
家事審判事件(別表第一) (100分の50)	(家事7係) 判事 小島法夫	随時	
後見関係事件 (8分の3)	(家事8係) 判事 小池将和	随時	
家事審判事件(別表第二) (100分の25)		月	
家事事件に係る家事共助事件 (100分の25)		随時	
家事事件に係る家事雑事件 (100分の25)		火	
家事調停事件(別表第二) (100分の25)		随時	
家事調停事件(別表第二以外) (100分の20)			
児童虐待の防止等に関する法律の規定する臨検検索許可状請求事件 (100分の25)			
人事訴訟事件、通常訴訟事件 (100分の50)	(訴訟イ係) 判事 小島法夫	火・木	
保全命令事件、保全異議事件及び保全取消事件(いざれも訴訟事件に係るものを除く。) (100分の50)		随時	
上記各事件に係る家事雑事件 (100分の50)			

訴訟イ係の訴訟事件に係る保全命令事件、保全異議事件及び保全取消事件	(100分の100)		随時
上記各事件に係る家事雑事件	(100分の100)		随時
訴訟事件に係る家事共助事件	(100分の50)		随時
人事訴訟事件、通常訴訟事件	(100分の50)	(訴訟ハ係)	水・金
保全命令事件、保全異議事件及び保全取消事件（いずれも訴訟事件に係るもののを除く。）	(100分の50)	判事 三輪恭子	随時
上記各事件に係る家事雑事件	(100分の50)		随時
訴訟ハ係の訴訟事件に係る保全命令事件、保全異議事件及び保全取消事件	(100分の100)		随時
上記各事件に係る家事雑事件	(100分の100)		随時
訴訟事件に係る家事共助事件	(100分の50)		随時
家事合議事件	(100分の100)	(合議係)	随時
		判事 高橋 譲	
		判事 中山直子	
		判事 菊池則明	
		判事 小島法夫	
		判事 小池健治	
		判事 三輪恭子	
		判事 金子大作	
		判事 坂田威一郎	
		判事 向井香津子	
		判事 青木裕史	
		判事 内田貴文	
		判事 新谷祐子	
		判事 吉川昌寛	
		判事 大野 洋	
		判事 朝倉静香	
		判事 鈴木千恵子	
		判事 内藤尚子	
		判事 足立堅太	
		判事 谷口吉伸	
		判事 貝阿彌千絵子	
		判事 小池将和	
		判事 酒井孝之	
		判事 佐藤哲郎	
		判事 三島聖子	

判事	山原佳奈
判事	福田恵美子
判事	大槻友紀
判事	中村海山
判事	中村美佐子
判事	佐藤恭子
判事補（特）	多々良周作
判事補（特）	川村理
判事補（特）	前澤利明
判事補（特）	中野雄亮
判事補（特）	池内雅美
判事補（特）	芹澤美知太郎
判事補（特）	瀧澤孝太郎
判事補	鬼頭忠広
判事補	下村有朋
判事補	末廣祐輔
判事補	津田葉月
判事補	吉元祥太郎
判事補	佐々木惟子
判事補	清水拓二
判事補	長谷川英
判事補	本田真理子

(注)

- 1 本表において「家事審判事件（別表第一）」とあるのは、後見関係事件を除く。
- 2 子の氏変更申立て事件は、家事各係（ただし、家事3係を除く。）の裁判官が隨時担当することができる。
- 3 第1条第2項の定めにかかわらず千葉地方裁判所に係属している民事訴訟事件中家事調停の対象となり得る事件につき、直ちに調停が成立し得る見込みが確実であり、かつ、その事件を家事調停によって処理することが相当と認められる場合であって、当該事件の担当裁判官が千葉家庭裁判所の裁判官を兼ねているときは、その裁判官が職権で家事調停に付し、千葉家庭裁判所において裁判官として自らこれを処理することができる。

(別紙第2)

本庁(少年部)

担当裁判事務(比率)	裁判官	開廷日	備考
少年一般保護事件	(少年2係)	月・火・水	身柄事件
身柄	判事(総) 菊池則明	・木・金	は火・金
在宅			
自動車運転死傷処罰法に違反した事件	(100分の45)		
自動車運転死傷処罰法に違反した事件以外の事件	(100分の50)		
道路交通法違反保護事件			
身柄	(100分の45)		
在宅			
反則金不納付事件	(100分の50)		
反則金不納付事件以外の事件	(100分の50)		
準少年保護事件	(100分の50)		
簡易送致事件	(100分の50)		
少年審判等共助事件	(100分の50)		
少年審判雑事件	(100分の50)		
道路交通法違反保護事件	(少年1係)	火・水・金	
在宅	判事 内田貴文		
反則金不納付事件	(100分の30)		
簡易送致事件	(100分の30)		
少年一般保護事件	(少年3係)	月・火・水	身柄事件
身柄	判事 中村美佐子	木・金	は火・金
在宅			
自動車運転死傷処罰法に違反した事件	(100分の50)		
自動車運転死傷処罰法に違反した事件以外の事件	(100分の50)		
道路交通法違反保護事件			
身柄	(100分の55)		
在宅			
反則金不納付事件	(100分の20)		
反則金不納付事件以外の事件	(100分の50)		
準少年保護事件	(100分の50)		
簡易送致事件	(100分の20)		
少年審判等共助事件	(100分の50)		
少年審判雑事件	(100分の50)		

少年合議事件	(100分の100)	(合議係)	随時
		判事 高橋 譲	
		判事 中山直子	
		判事 菊池則明	
		判事 小島法夫	
		判事 小池健治	
		判事 三輪恭子	
		判事 金子大作	
		判事 坂田威一郎	
		判事 向井香津子	
		判事 青木裕史	
		判事 内田貴文	
		判事 新谷祐子	
		判事 吉川昌寛	
		判事 大野 洋	
		判事 朝倉静香	
		判事 鈴木千恵子	
		判事 内藤尚子	
		判事 足立堅太	
		判事 谷口吉伸	
		判事 貝阿彌千絵子	
		判事 小池将和	
		判事 酒井孝之	
		判事 大槻友紀	
		判事 佐藤哲郎	
		判事 三島聖子	
		判事 山原佳奈	
		判事 福田恵美子	
		判事 中村海山	
		判事 中村美佐子	
		判事 佐藤恭子	
		判事補(特) 多々良周作	
		判事補(特) 川村理	
		判事補(特) 前澤利明	
		判事補(特) 中野雄壱	
		判事補(特) 池内雅美	
		判事補(特) 芹澤美知太郎	
		判事補(特) 瀧澤孝太郎	
		判事補 鬼頭忠広	
		判事補 下村有朋	
		判事補 末廣祐輔	

判事補	津田葉月
判事補	吉元祥太郎
判事補	佐々木惟子
判事補	清水拓二
判事補	長谷川英
判事補	本田真理子

(注)

- 1 準少年保護事件の分配については、通常の順序による分配とする。ただし、準少年保護事件を担当する裁判官のうち、当該少年保護事件を担当した裁判官がいるときは、協議により配てんを換えることができる。この場合、通常の順序による分配がされたものとみなす。
- 2 開廷日は、必要に応じて他の曜日に変更することができる。

(別紙第3)

支部

佐倉支部

担当裁判事務 (比率)	裁判官	開廷日	備考
家事調停事件 (別表第二以外) (4分の1)	判事 野口忠彦	火	
家事審判事件 (別表第一) のうち 後見関係事件 (5分の1)		随時	
家事調停事件 (別表第二) (2分の1)	判事 金光秀明	月・木	
家事調停事件 (別表第二以外) (4分の2)			
合意に相当する審判 (2分の1)			
家事審判事件 (別表第二) (2分の1)		随時	
家事審判事件 (別表第一) のうち 後見関係事件 (5分の2)		随時	
その余事件 (2分の1)			
人事訴訟事件 (2分の1)		水	
通常訴訟事件 (2分の1)			
保全命令事件 (2分の1) (異議, 取消事件を含む。)		随時	
家事共助事件 (2分の1)		随時	
家事雑事件 (2分の1)			
家事調停事件 (別表第二) (2分の1)	判事 濵谷輝一	火・金	
家事調停事件 (別表第二以外) (4分の1)			
合意に相当する審判 (2分の1)			
家事審判事件 (別表第二) (2分の1)		随時	
家事審判事件 (別表第一) のうち 後見関係事件 (5分の2)		随時	
その余事件 (2分の1)			
人事訴訟事件 (2分の1)		木	
通常訴訟事件 (2分の1)			
保全命令事件 (2分の1) (異議, 取消事件を含む。)		随時	
家事共助事件 (2分の1)		随時	
家事雑事件 (2分の1)			

一宮支部

担当裁判事務（比率）	裁判官	開廷日	備考
家事調停事件 (100分の100)	判事 高原大輔	月・木	
家事審判事件 (100分の100)		随時	
人事訴訟事件 (100分の100)		火・金	
通常訴訟事件 (100分の100)		随時	
保全命令事件 (異議、取消事件を含む。) (100分の100)		随時	
家事共助事件 (100分の100)		随時	
家事雑事件 (100分の100)			

松戸支部

担当裁判事務（比率）	裁判官	開廷日	備考
家事調停事件（別表第二以外の事件） (4分の1) 家事調停事件（別表第二） (10分の2)	判事 森富義明	月	
家事審判事件（別表第一）のうち 成年後見等関係事件（申立人が成年後見人等である場合の特別代理人選任を含む。） (6分の3) 不在者財産管理人選任、相続財産管理人選任（特別縁故者に対する相続財産分与事件を含む。）及び関連事件 (4分の1) その余の事件 (4分の2)		隨時	
児童福祉法に規定する事件等 (4分の2) 家事審判事件（別表第二） (10分の2)			
少年保護事件のうち 少年法第20条決定事件（在宅送致事件） (10分の10)		隨時	
家事審判事件（別表第一）のうち 遺言書検認 (10分の10)	判事 塩田直也	木	
人事訴訟事件 (2分の1) 通常訴訟事件 (2分の1)	判事 山田健男	木	
保全命令事件 (2分の1)		隨時	
訴訟事件に係る家事共助事件 (2分の1) 訴訟事件、保全命令事件に係る家事雑事件（保全異議及び保全取消を含む。証拠保全を除く。） (2分の1)		隨時	
家事審判事件（別表第一）のうち 成年後見等関係事件（申立人が成年後見人等である場合の特別代理人選任を含む。） (6分の1) 不在者財産管理人選任、相続財産管理人選任（特別縁故者に対する相続財産分与事件を含む。）及び関連事件 (4分の1) 相続放棄（限定承認、期間の伸長を含む。） (10分の10) 子の氏変更 (10分の10) その余の事件 (4分の1)	判事 影浦直人	隨時	
児童福祉法に規定する事件等 (4分の1)			
家事共助事件（訴訟事件に係る事件を除く。） (10分の10) 家事雑事件（児童虐待の防止等に関する法律に規定する臨検検索許可状請求事件を含む。訴訟事件、保全命令事件に係る事件を除く。） (10分の10)		隨時	
家事雑事件のうち 証拠保全 (2分の1)		隨時	

人事訴訟事件	(2分の1)	判事 飯淵健司	火	
通常訴訟事件	(2分の1)			
保全命令事件	(2分の1)		隨時	
訴訟事件に係る家事共助事件	(2分の1)			
訴訟事件、保全命令事件に係る家事雑事件（保全異議及び保全取消を含む。証拠保全を除く。）	(2分の1)	判事 高橋伸幸	隨時	
家事調停事件（別表第二以外の事件）	(4分の1)		火	
家事調停事件（別表第二）	(10分の3)			
家事審判事件（別表第一）のうち 成年後見等関係事件（申立人が成年後見人等である場合の特別代理人選任を含む。）	(6分の1)			
不在者財産管理人選任、相続財産管理人選任（特別縁故者に対する相続財産分与事件を含む。）及び関連事件	(4分の1)		隨時	
その余の事件	(4分の1)			
児童福祉法に規定する事件等	(4分の1)			
家事審判事件（別表第二）	(10分の3)			
家事調停事件（別表第二以外の事件）	(4分の1)	判事 一場修子	金	
家事調停事件（別表第二）	(10分の1)			
家事審判事件（別表第二）	(10分の1)		隨時	
少年保護事件のうち 身柄付送致事件	(3分の1)			
在宅送致事件	(3分の1)	判事補（特） 林まなみ	水	
少年法第20条決定事件（身柄付送致事件）	(10分の10)			
家事審判事件（別表第一）のうち 成年後見等関係事件（申立人が成年後見人等である場合の特別代理人選任を含む。）	(6分の1)		隨時	
不在者財産管理人選任、相続財産管理人選任（特別縁故者に対する相続財産分与事件を含む。）及び関連事件	(4分の1)			
家事調停事件（別表第二以外の事件）	(4分の1)	判事補（特） 高畠桂花	水	
家事調停事件（別表第二）	(10分の4)			
家事審判事件（別表第二）	(10分の4)		隨時	

家事雑事件のうち 証拠保全	(2分の1)	判事補	小暮純一	随時	
少年保護事件のうち 身柄付送致事件	(3分の2)			火・水・木	
在宅送致事件	(3分の2)				
準少年保護事件	(10分の10)			随時	
少年審判等共助事件	(10分の10)			随時	
少年審判雑事件 (各種令状請求事件を除く。)	(10分の10)			随時	
家事 少年	合議事件 (10分の10)	判事 判事 判事 判事 判事 判事 判事 判事 判事 判事 判事 判事 判事 判事 判事 判事補	森富義明 塩田直也 田代雅彦 江尻禎 山田健男 影浦直人 本間敏広 飯淵健司 高橋伸幸 一場修子 林まなみ 高畠桂花 小暮純一 前田早織	随時	

(松戸支部 (注))

1 表中の「児童福祉法に規定する事件等」は、家事事件手続法別表第一67項及び68項に規定する事件を含む。「その他の事件」は、家事審判事件（別表第一）のうち、成年後見等関係事件、財産管理人選任及び関連事件等、子の氏変更、相続放棄並びに遺言書検認を除いた事件をいう。

- 2 審判前の保全処分は、本案事件の担当裁判官が担当する
- 3 合議事件の合議体の構成については、支部長が定める。
- 4 各種令状請求事件等の事務の分配は、別に定めるところによる。

木更津支部

担当裁判事務 (比率)	裁判官	開廷日	備考
家事調停事件 (100分の50)	判事 山口 均	水	
家事審判事件 (100分の50)		火	
人事訴訟事件 (100分の50)		随時	
通常訴訟事件 (100分の50)		随時	
保全命令事件 (100分の50) (異議、取消事件を含む。)		随時	
家事事件に係る家事共助事件 (100分の50)	判事 高橋祐子	金	
家事事件に係る家事雑事件 (100分の50)		水	
訴訟事件に係る共助事件 (100分の50)		随時	
訴訟事件、保全命令事件に係る雑事件 (100分の50)		随時	
家事調停事件 (100分の50)		月	
家事審判事件 (100分の50)		随時	
人事訴訟事件 (100分の50)		随時	
通常訴訟事件 (100分の50)		随時	
保全命令事件 (100分の50) (異議、取消事件を含む。)		随時	
家事事件に係る家事共助事件 (100分の50)		随時	
家事事件に係る家事雑事件 (100分の50)		随時	
訴訟事件に係る共助事件 (100分の50)		随時	
訴訟事件、保全命令事件に係る雑事件 (100分の50)		随時	
少年保護事件 (3分の1) (身柄付送致事件)		月	
少年保護事件 (3分の1) (集団講習又は集団審判に付すべき交通関係事件(以下「集団交通事件」という。)以外の在宅送致事件)		随時	
準少年保護事件 (100分の50)	判事補 藤村香織	月	
少年保護事件 (3分の2) (身柄付送致事件)		月	
少年保護事件 (3分の2) (集団交通事件以外の在宅送致事件)		随時	
少年保護事件 (100分の100) (集団交通事件の在宅送致事件)		随時	
準少年保護事件 (100分の50)		随時	
少年審判等共助事件 (100分の100)	裁判長 山口 均 判事 行方美和 判事 高橋祐子 判事補 藤村香織	随時	
少年審判雑事件 (100分の100)		随時	
家事 合議事件 (100分の100)		随時	
少年			

館山支部

担当裁判事務 (比率)	裁判官	開廷日	備考
家事調停事件 (100分の100)	判事 行方美和	火・金・隔週木	木更津支 部から填 補
家事審判事件 (100分の100)			
人事訴訟事件 (100分の100)			
通常訴訟事件 (100分の100)			
保全命令事件 (100分の100)			
(異議, 取消事件を含む。)			
家事共助事件 (100分の100)			
家事雑事件 (100分の100)			

八日市場支部

担当裁判事務 (比率)	裁判官	開廷日	備考
家事調停事件 (100分の50)	判事 下嶋崇	火・水・木・金	
家事審判事件 (別表第二) (100分の50)			
財産管理関係事件 (100分の50)			
家事事件に係る家事雑事件 (100分の50)			
少年保護事件 (100分の50) (身柄)			
少年保護事件 (100分の100) (在宅事件のうち交通関係事件)			
準少年保護事件 (100分の50)			
後見関係事件 (100分の50)	判事 秋元健一	水・木・金	
家事事件に係る家事雑事件 (100分の10)			
人事訴訟事件 (100分の100)			
通常訴訟事件 (100分の100)			
保全命令事件 (100分の100) (異議、取消事件を含む。)			
訴訟事件、保全命令事件に係る家事雑事件 (100分の100)			
少年保護事件 (100分の50) (身柄)			
少年保護事件 (100分の100) (在宅事件。ただし交通関係事件を除く。)			
準少年保護事件 (100分の50)			
少年審判等共助事件 (100分の100)			
少年審判雑事件 (100分の100)			
家事調停事件 (100分の50)	判事補 (特) 藤村享司	月・水・金	
家事審判事件 (別表第二) (100分の50)			
家事審判事件 (別表第一) (後見関係事件、財産管理関係事件を除く。) (100分の100)			
後見関係事件 (100分の50)			
財産管理関係事件 (100分の50)			
家事共助事件 (100分の100)			
家事事件に係る家事雑事件 (100分の40)			
家事 合議事件 (100分の100) 少年	裁判長 下嶋崇 判事 判事 秋元健一 判事補 (特) 藤村享司	随時	

佐原支部

担当裁判事務 (比率)	裁判官	開廷日	備考
家事調停事件 (100分の100)	判事 下田敦史	火・木	本庁から 填補
家事審判事件 (100分の100)			
人事訴訟事件 (100分の100)			
通常訴訟事件 (100分の100)			
保全命令事件 (100分の100) (異議、取消事件を含む。)			
家事共助事件 (100分の100)			
家事雑事件 (100分の100)			

(注)

- 1 第20条の定めにかかわらず千葉地方裁判所の支部に係属している民事訴訟事件中家事調停の対象となり得る事件につき、直ちに調停が成立し得る見込みが確実であり、かつ、その事件を家事調停によって処理することが相当と認められる場合であって、当該事件の担当裁判官が同地裁支部に対応する千葉家庭裁判所の支部の裁判官を兼ねているときは、その裁判官が職権で家事調停に付し、同家裁支部において裁判官として自らこれを処理することができる。
- 2 開廷日は、必要に応じて他の曜日に変更することができる。
- 3 木更津支部及び八日市場支部における観護措置決定に対する異議申立事件については、本庁の少年部に回付する。

(別紙第4)

市川出張所

担当裁判事務 (比率)	裁判官	開廷日	備考
家事調停事件 (100分の100)	判事 新谷祐子	月・火・水・木・金	
家事審判事件 (別表第二) (100分の100)			
家事審判事件 (別表第一) のうち			
後見関係事件 (100分の60)			
子の氏変更, 氏の変更, 名の変更, 相続放棄, 遺言書検認, 相続人の廃除, 失踪宣告, 特別代理人選任, 遺言執行者選任, 性別の取り扱い変更, 養子縁組, 履行勧告, 不在者・相続財産管理人事件			
その他別表第一の事件			
児童福祉法28条, 33条 (100分の100)			
家事共助事件 (100分の100)			
家事雑事件 (100分の90)			
家事審判事件 (別表第一) のうち	判事 小池将和	水・金	
後見関係事件 (100分の40)			
子の氏変更, 氏の変更, 名の変更, 相続放棄, 遺言書検認, 相続人の廃除, 失踪宣告, 特別代理人選任, 遺言執行者選任, 性別の取り扱い変更, 養子縁組, 履行勧告, 不在者・相続財産管理人事件			
その他別表第一の事件			
家事雑事件 (100分の10)			

1 開廷日は必要に応じて他の日に変更することができる。

2 各裁判官は、必要に応じて、相互に他の裁判官の担当事務の一部をその裁判官に代わって担当することができる。

(別紙第5)

本 庁 令 状 事 務 分 配

- 1 令状請求事件は、次のとおり分配し、具体的な担当日は、各裁判官が協議により定める。
 - (1) 裁判所の休日を除く月曜日から金曜日までは、判事菊池則明及び判事中村美佐子に分配し、これらの裁判官に差し支えがあるときは、判事中山直子、判事小島法夫、判事三輪恭子、判事内田貴文及び判事小池将和に分配する。
 - (2) 裁判所の休日及び年末・年始の期間（12月29日から1月3日まで）については、(1)の裁判官及び判事新谷祐子に分配する。
- 2 夏期休廷期間中の各種令状請求事件は、1の(1)の裁判官全員に分配し、具体的な担当日は、各裁判官が協議により定める。

(別紙第6)

家事部裁判官に差し支えあるときの代理順序

差し支えある 裁判官	代理裁判官			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
1係裁判官	6係裁判官	8係裁判官	4係裁判官	7係裁判官
3係裁判官	1係裁判官	6係裁判官	7係裁判官	4係裁判官
4係裁判官	7係裁判官	1係裁判官	6係裁判官	8係裁判官
6係裁判官	1係裁判官	8係裁判官	7係裁判官	4係裁判官
7係裁判官	4係裁判官	6係裁判官	1係裁判官	8係裁判官
8係裁判官	1係裁判官	6係裁判官	4係裁判官	7係裁判官
訴訟1係裁判官	訴訟8係裁判官			
訴訟8係裁判官	訴訟1係裁判官			

(別紙第7)

少年部裁判官に差し支えあるときの代理順序

差し支えある 裁判官	代理裁判官		
	第1順位	第2順位	第3順位
1係裁判官	3係裁判官	2係裁判官	
2係裁判官	1係裁判官	3係裁判官	
3係裁判官	2係裁判官	1係裁判官	

(別紙第8)

第16条第1項によることができないときの代理順序

1 家事部

代理裁判官	
第1順位	第2順位
少年3係裁判官	少年2係裁判官

2 少年部

代理裁判官		
第1順位	第2順位	第3順位
家事4係裁判官	家事7係裁判官	家事1係裁判官

(別紙第9)

裁判官に差し支えのあるときの代理順序

差し支えのある裁判所	代理裁判官を出す裁判所	
	第1順位	第2順位
本 庁	木更津	
佐 倉	本 庁	
一 宮	本 庁	
松 戸	本 庁	
木更津	本 庁	各 庁
館 山	木更津	
八 日 市 場	本 庁	
佐 原	本 庁	
市 川	本 庁	

(別紙第10)

平成31年度における司法行政事務の代理順序

第1順位 判事 中山直子

第2順位 判事 菊池則明